

亀山市公告第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市財務部財政行革室に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

- ・平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号） 別冊
- ・平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
別冊